

<p>国名</p>	<p>ドイツ</p>
<p>公的年金の体系</p> <p>保険料財源</p> <p>税財源</p> <p>企業・個人年金</p>	<p>(適用対象外)</p> <p>無業者(学生・主婦等) (16歳以上の者は一般年金保険に任意加入可)</p> <p>自営業者 (一般年金保険に任意加入可)</p> <p>農業経営者</p> <p>農業者老齢保障</p> <p>扶助制度 自営業者相互 医師、弁護士等</p> <p>一般年金保険 民間被用者、芸術家、ジャーナリスト等の自営業者及び非官吏</p> <p>一部自営業者</p> <p>被用者(民間サラリーマン・パート労働者・公務員)</p> <p>鉱山労働者年金保険</p> <p>官吏恩給制度</p> <p>官吏</p> <p>出典：厚生労働省</p>
<p>被保険者</p> <p>(◎強制△任意×非加入)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被用者◎ ・自営業者△(業種によっては◎) ・無職△(16歳以上の無業者は、一般年金保険に任意加入可能)
<p>保険料率(2015年)</p>	<p>一般年金保険18.7%(労使折半)</p> <p>※ただし、月収450ユーロ以下の場合は本人負担3.7%、使用者負担15%、月収450.01ユーロ以上850ユーロ以下の者は本人負担分の軽減措置あり。</p>
<p>支給開始年齢</p>	<p>65歳(2012年から2029年にかけて、65歳から67歳へ段階的に引上げ)</p>
<p>平均年金額(老齢年金のみ受給している場合で算出)</p>	<p>月額820.80ユーロ(2013年)、男性月額1022.28ユーロ(西独地域1006.26ユーロ、東独地域1096.79ユーロ)、女性月額586.87ユーロ(西独地域537.96ユーロ、東独地域774.29ユーロ)</p>
<p>給付の構造</p>	<p>報酬比例方式</p> <p>年金月額=個人報酬点数×年金種別係数×現在年金価値(1点当たりの単価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人報酬点数：毎年の点数(被保険者個人の報酬÷全被保険者の平均報酬)を合算したもの ・年金種別係数：老齢年金の場合は1.0 ・1点当たりの単価(2015年)：29.21ユーロ(西独地域)、27.05ユーロ(東独地域)
<p>所得再分配</p>	<p>なし(国庫負担部分を除く)</p>
<p>制度設計、財政方式、財源</p>	<p>制度設計：給付建て</p> <p>財政方式：完全賦課方式(給付費の約1.82ヵ月分(2014年末)の持続可能性積立金あり)</p> <p>財源：保険料(社会保険方式)、連邦補助金(国庫負担)</p>
<p>国庫負担</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・653億ユーロ(一般年金保険599億ユーロ、鉱業従事者・鉄道員・海員年金保険54億ユーロ：公的年金総収入の25%(2013年)) ・国庫負担の財源は一般財源、付加価値税、環境税
<p>年金制度における最低保障</p>	<p>なし</p>
<p>無年金者への措置</p>	<p>低年金者を対象とした基礎保障で対応。</p>
<p>公的年金と私的年金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公的年金の給付水準引下げ部分を自助努力で補完することを目的に、補助金等の政府助成策付きの任意加入の企業・個人年金(リースター年金)導入。 ・2005年1月、リースター年金の対象外とされた主に自営業者を対象として、リユールップ年金導入。
<p>国民への個人年金情報の提供</p>	<p>2004年より、27歳から支給開始年齢までの被保険者に、年1回、拠出状況と将来の予想年金額を記した年金情報を提供。さらに、55歳以上の被保険者(及び55歳未満の希望する被保険者)には、より詳細な情報を提供。</p>

ドイツの年金制度

渡邊絹子（筑波大学ビジネスサイエンス系准教授）

1. 制度の特色

ドイツでは、老齢時の所得保障に関して、「三本柱理論」と呼ばれる考え方が定着している。公的年金制度を第1の柱、企業年金、個人年金を第2、第3の柱として、それら3つの柱によって老後の生活は支えられるとする考え方である。実際には、公的年金制度の比重が非常に大きい。しかしながら、近年では少子高齢化等の影響を受け、老齢時の所得保障における公的年金の役割を縮減しつつ、縮減した部分については企業年金や個人年金によって補完することができるようにとの観点から、自助努力を推進する政策が展開されており、3つの柱のバランスを再構築する改革が進められている。

ドイツの公的な年金制度（所得保障制度）は職域毎に分立している。通常、「公的年金保険制度」といった場合は、被用者全般を対象とした「一般年金保険」と鉱業従事者・鉄道員・海員を対象とした「鉱業従事者・鉄道員・海員年金保険」の2つの制度のことをいう。公的年金保険の保険者は国ではなく、自治を有する公法人（ドイツ年金保険組合）であり、連邦保険監督庁の監督下に置かれている。

ドイツの公的年金保険は、被用者を被保険者とすることを基本としていることから、たとえば専業主婦のように稼働活動を行っていない者には制度への加入義務はない。その一方で、このような無業者について任意加入を認めている点に特徴がある。その他、公的な老齢時の所得保障制度として、一部の自営業者については職能別共済組合制度、上級公務員には官吏恩給制度、農業経営者及びその配偶者等には農業経営者老齢保障制度がある。

なお、ドイツの公的年金保険の保険料および給付は報酬に比例し、通常5年の被保険者期間（待期待期間）を満たすことで、支給開始年齢に到達すると老齢年金を受給することが可能となる。

2. 沿革

ドイツの公的年金保険制度は、1889年制定の廃疾および老齢の保障に関する法律によって1891年から

実施されたものに端を発する。

1911年、社会保険制度の体系化を図るライヒ保険法が制定され、労働者の年金保険である廃疾保険制度は同法に編入された。さらに、同年末にはすべての職員を対象とした職員保険法が成立した。職員保険と廃疾保険の基本的な構造はほぼ同様であり、これ以後ドイツの公的年金保険は、労働者を対象とする廃疾保険（1934年の社会保険構成法により労働者年金保険と改称）と、職員を対象とする職員保険を中心に発展することとなる。

第2次世界大戦後、ドイツは1990年の再統一まで東西で異なる制度下に置かれることとなるが、以下では西ドイツの主要な制度改正を概観する。

戦後最初の抜本的な公的年金保険制度の改革は1957年に行われた（第1次年金改革）。同改革では、年金額の実質購買力を維持するための賃金スライド制導入をはじめ、リハビリテーション給付の創設、期間充足方式と呼ばれる修正賦課方式の採用（完全賦課方式への移行は1969年）等が行われた。

1972年、第2次年金改革が行われた。同改革では、年金支給開始年齢の弾力化や専業主婦等に対する任意加入制度の導入が図られた。この改正以後、第1次石油危機に起因する経済不況や少子高齢化の進展等から、社会保障費用抑制政策が強化されていくこととなる。

その後、1992年年金改革法では、少子高齢化の進展によって深刻化している年金財政難を克服し、長期的に安定した制度とすることが目指された。同改革では、ネット賃金スライド制が導入されたほか、支給開始年齢の段階的引き上げ（原則65歳支給）、部分年金制度の導入、育児及び介護期間の給付への反映措置等が講じられた。1992年年金改革法は、ドイツ再統一によって東ドイツ地域にも適用されることとなり、基本的に東を西に吸収する形で公的年金保険制度面での東西ドイツの統合化が図られた。

年金財政の悪化を背景に、1999年年金改革法が制定された。同法では、給付水準の引き下げのほか、育児期間の年金額への反映強化、連邦補助金（国庫負担）の追加負担等が盛り込まれた。しかしながら、同法が成立した翌年の選挙において1999年年金改革法の是非が問われ、改めて2001年年金改革が行われた。同改革では、保険料率の引き上げの抑制（2020

年まで20%以下、2030年の到達水準22%を限度)と給付水準の引き下げが行われた。また、公的年金保険の給付水準の引き下げを補完することを目的として、補助金等の優遇措置のある個人年金(リースター年金)の導入、企業年金改革等が実施された。しかしながら、この2001年年金改革時に示された保険料率の引き上げ見通しは甘く、2004年には早々と20.3%になるとの予測が示されたことから、見直しがなされることとなった。

2004年年金改正では、年金受給者と保険料納付者との関係を年金額に反映させる持続可能性要素が導入され、他方で、給付水準について、グロス所得代替率で2020年までは46%を、2030年までは43%を下回らないとする給付水準確保条項が定められた。また、課税方式の段階的変更(拠出時課税から給付時課税)が行われた。さらに、労働者年金保険と職員保険の保険者組織が統合され、2005年1月から「一般年金保険」として、被用者全般を対象とする制度が成立した。

2007年年金改正では、65歳の年金支給開始年齢を段階的に67歳に引き上げることが定められた。引き上げは2012年から2029年にかけて行われる。他方で、「特別長期被保険者に対する老齢年金」が新たに設けられ、45年以上の保険料納付期間を有した者を対象に、65歳から減額なしの満額年金を支給することとした。

3. 制度体系の概要

被用者は一般年金保険への加入が義務づけられている。これまでは月額400ユーロを超えない僅少労働者(ミニジョブ)についてはその加入義務が免除されていたが、2013年以降に雇用された僅少労働者(月額450ユーロ以下に変更)については加入が義務づけられた。ただし、申請によりこの加入義務を免れることが可能となっている。

自営業者は、基本的に公的年金保険制度への加入義務はないが、教育者や看護及び介護職の者、芸術家及びジャーナリストなど、特定の自営業者については一般年金保険への加入義務がある。加入義務のない自営業者の場合、申請によって強制被保険者の地位を獲得することができる。

専業主婦等のように賃金収入のない者には公的年

金保険への加入義務はないが、ドイツ国内に住所を有し、16歳以上の者であれば一般年金保険に任意加入することができる。

公的年金保険の被保険者数は、2013年には約5297万人(男性約2741万人、女性約2556万人)である。そのうち現役の被保険者数は約3619万人であり、加入義務のある就業者は約2890万人、任意被保険者は約27万人である。

4. 給付算定方式、スライド方式

年金額は報酬に比例しており、給付算定式は、「公的年金月額＝個人報酬点数×年金種別係数×年金現在価値(1点当たりの単価)」である。

個人報酬点数は、就業活動の中で獲得した報酬点数が基礎となる。報酬点数は、各暦年に被保険者が得た報酬額を当該期間の全被保険者の平均報酬額で除することで算出される。全被保険者期間における報酬点数を合計し、それに繰り上げ支給等を考慮するための支給開始要素を乗じて得た値が、最終的な個人報酬点数となる。

年金種別係数は、年金の保障目的に応じて年金種別に定められた係数のことであり、老齢年金の場合は1.0である。

年金現在価値は、平均報酬額に基づいて1暦年の保険料を納付した場合に受給できる通常の老齢年金月額に相当する数値として示されており、2015年7月1日以降は西独地域で29.21ユーロ、東独地域で27.05ユーロとなっている。

年金給付額は、全被保険者の可処分所得の伸び率に応じて改定される。改定においては、リースター係数(リースター年金の導入によって公的年金給付が代替されることを考慮した一定率及び保険料率の増減率を加味して算定される係数)、持続性係数(現役世代に対する年金受給者の比率を加味して算定される係数)が考慮されることとなっている。そのため、現役世代の保険料率負担が増大する場合や、現役世代に対する年金受給者の比率が増大する場合には、年金給付額の改定は抑制されることとなる。ただし、計算の結果、マイナス改定になる場合には保護条項が適用され、年金給付額は据え置かれる(プラス改定になった場合に、過去の据え置き分を減殺することで調整が行われる)。

5. 負担, 財源

公的年金保険は、基本的に、保険料収入と連邦補助金によって賄われている。

一般年金保険の保険料は、保険料算定基礎額に保険料率を乗じて算出される。保険料算定基礎額には上限額が設定されており、これを超える収入には保険料拠出は課されない。2016年の保険料算定上限額は西独地域で月額6200ユーロ、東独地域で月額5400ユーロである。2015年の保険料率は、18.7%となっている。

保険料は原則として労使折半で負担することとなっているが、僅少労働者の場合には使用者負担が15%とされ、使用者負担分を差し引いた率（2015年の保険料率の場合は3.7%）が本人負担分とされる。この使用者負担分は、僅少労働者が年金保険加入義務を免除された場合にも支払わなければならない。また、月収450.01ユーロ以上850ユーロ以下の者（ミディジョブ）については、労働報酬額に応じて本人負担分の軽減措置がある（使用者は労使折半とした通常の負担分とされる）。

連邦補助金は、一般年金保険で約599億ユーロ、公的年金保険全体では約653億ユーロ（2013年）に達している。一般年金保険における年金支出は2015年で約2360億ユーロであり、この年金支出に占める連邦補助金の割合は26.5%となっている。

6. 財政方式, 準備金の管理運用

財政方式は完全賦課方式であるが、1.82カ月分（335億ユーロ：2014年末）の持続可能性積立金を保有している。持続可能性積立金は2006年以降増加傾向にある。

7. 制度の企画, 運営体制

年金制度の企画は連邦労働社会省（BMAS）が担当し、運営はドイツ年金保険組合などの各保険者によってなされている。保険料の徴収については、疾病金庫（疾病保険の保険者）が年金保険料もまとめて行っている。

8. 最近の議論や検討の動向, 課題 (今後の見通し, 評価を含む)

(1) 2014年年金改革一括法の成立

2014年6月に公布された年金給付改善法によって、特別長期被保険者に対する老齢年金の支給開始年齢の引き下げ（65歳から63歳へ）、母親年金の導入、稼働能力の減少を理由とする年金の改善、リハビリテーション給付予算に関する新方式の導入といった改正が行われている。

前述したように、2012年より通常の老齢年金の支給開始年齢が65歳から67歳に段階的に引き上げられている最中にある。その流れに逆行するような特別長期被保険者に対する老齢年金の支給開始年齢の引き下げという改正事項は、法案の段階から議論を呼んだ。ただし、この改正の対象となるのは、1953年より前に生まれ、2014年7月1日以降に年金を受給する者であり、1953年以降生まれの者については、1年につき2カ月ずつ支給開始年齢が遅くなり、通常の老齢年金の支給開始年齢が67歳になる1964年以降生まれの者からは、制度導入当初に定められた65歳での受給となる。

また、母親年金の導入は、これまで公的年金制度上、次世代育成という貢献が考慮されていない者に対し、正当な評価を行うとの観点から実施されたものである。1992年年金改革によって子どもを養育する期間が公的年金制度の中において大きく考慮されるようになったが、1992年より前に子どもを育てた者に対しては、同じ貢献をしているにもかかわらず、特別な手当てはなされてこなかった。このような取り扱いの差を是正するため、1992年より前の子どもの養育期間を年金額に反映させるための母親年金が導入された。公的年金制度を支える次世代育成の貢献を、年金制度上で評価する体制をさらに強化したといえよう。

(2) 私的年金の普及・促進

ドイツでは、公的年金の役割縮減に伴い、大規模な助成措置を講じて私的年金の普及・促進が図られている。リースター年金は公的年金保険の強制被保険者である被用者向けの制度であり、リユールップ年金は主に自営業者向けの制度である。

リースター年金では、特に低所得者層への普及という観点から補助金（基本補助，児童加算補助等）が支給される一方で，高所得者層に向けて税制上の優遇措置も設けられた点で注目される。なお，補助金等の支給対象となるリースター年金には，元本保証や終身年金等の一定の要件を満たすことが求められている。2014年には，リースター年金の契約件数は約1629万件となっているが，1500万件を超えた2011年以降，その伸びは緩やかなものとなっている。

9. 企業年金

ドイツの企業年金は，1974年に成立した企業年金改善法によって規制されており，①直接約定（退職金引当制度），②直接保険，③年金金庫，④共済金庫，⑤年金基金の5つの運営方式が企業年金とされている。

どの運営方式を選択するかによって，外部運営機関の有無，実施主体に対する年金受給者の法的請求権の有無，保険監督に服するか否か，また，企業倒産時に年金給付を保証する制度である支払不能保険への加入が義務づけられているか否かという点で違いがある。

直接約定は，使用者が企業内部に引当金を形成し，直接労働者に年金を支給する運営方式である。内部留保された資金についての運用規制が特に存しないため，支払不能保険への加入が義務づけられている。

直接保険は，使用者と生命保険会社との間で被用者を被保険者とする保険契約を締結し，当該生命保険会社が給付運営機関となる方式のことである。生命保険会社による保険契約は保険監督法の適用を受け，年金原資の運用に関して厳しい規制が課せられることから，支払不能保険への加入は原則不要とされている。

年金金庫は，1つ又は複数企業が共同して年金金庫という法人格を有する運営機関を設置し，そこが労働者（受給資格者）に年金を支給する運営方式のことである。年金金庫も保険監督法の適用を受けることから，支払不能保険への加入は義務づけられていない。

共済金庫も，1つ又は複数企業が共同して共済金庫という法人格を有する運営機関を設置し，そこが労働者（受給資格者）に対して年金を支給する運営方式である。共済金庫は，保険監督に服していないため，支払不能保険への加入が義務づけられている。

年金基金も，1つ又は複数企業によって設立される，独立した法人格を有する運営機関によって年金支給が行われる運営方式のことである。年金基金の場合，運用規制が大幅に緩和されていることから，保険監督に服していながら，同時に支払不能保険への加入が義務づけられている。

なお，直接保険，年金金庫，年金基金では，リースター年金の提供が可能である。